

年 月 日

医療機関・施設長 様

公益社団法人日本診療放射線技師会  
会長 上田



## 診療放射線技師の新たな業務範囲の見直しに伴う告示研修参加のお願い

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月9日医政発0709第7号「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」が厚生労働省医政局長より発出され、下記の業務範囲の見直しが行われたことに伴い、令和6年4月1日前に診療放射線技師の免許を受けた者および同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であって同日以降に診療放射線技師の免許を受けた者は、下記の追加された行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修（本会が実施）の受講が義務付けられました。

医療機関などの責任者の皆さまには、診療放射線技師の資質向上と医療安全の確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、当該研修への参加をご指導くださいますようお願い申し上げます。

なお、研修の日程や受講方法等については、本会発行の会誌ならびに本会ホームページ（[http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu\\_2021.html](http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html)）をご参照ください。



謹白

### 記

診療放射線技師の業務範囲の拡大について（追加された行為）

- (1) 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為（静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為」に含まれる。）
- (2) 静脈路に造影剤注入装置を接続する際に静脈路を確保する行為
- (3) 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為
- (4) 下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルから注入した造影剤及び空気を吸引する行為
- (5) 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為

ただし、上記行為を行う場合は、医師又は歯科医師の具体的な指示の下に行う必要があり、アナフィラキシーショック等が生じた場合には医師又は歯科医師が適切に対応できる体制の下で行うなど、安全の確保を十分に図るものとされており、

以上